

令和 7 年 8 月 2 7 日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第50号	令和6年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第51号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	2
議案第52号	令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	3
議案第53号	令和6年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………	4
議案第54号	令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案第55号	令和6年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……	6
議案第56号	令和6年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	7
議案第57号	令和6年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……	8
議案第58号	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例……………	9
議案第59号	秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第60号	秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第61号	秩父市都市公園条例の一部を改正する条例……………	14
議案第62号	秩父市子ども医療費支給に関する条例及び秩父市重度心身障害者医療費 支給に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第63号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	17
議案第64号	秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……	18

議案第 6 5 号	令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）	2 9
議案第 6 6 号	令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）	3 4
議案第 6 7 号	令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）	3 9
議案第 6 8 号	令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	4 2
議案第 6 9 号	令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）	4 5
議案第 7 0 号	令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）	4 8
議案第 7 1 号	令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）	5 1

議案第 5 0 号

令和 6 年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 5 1 号

令和 6 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 5 2 号

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 53 号

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 5 4 号

令和 6 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和 6 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 5 5 号

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 56 号

令和 6 年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和 6 年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 57 号

令和 6 年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 6 年度秩父市下水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 58 号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 18 条の 2 第 1 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とする。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 43 号）第 24 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 秩父市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の秩父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、この条例の施行の日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年8月27日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に係る規定について
所要の改正を行いため。

議案第 59 号

秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 21 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 21 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 21 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 21 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 21 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 22 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 23 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の秩父市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業制度の拡充に係る規定について所要の改正を行いたいため。

議案第 6 0 号

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額について、所要の改正を行いたいため。

議案第 6 1 号

秩父市都市公園条例の一部を改正する条例

秩父市都市公園条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 芝桜の丘の項中「3 1 0 円」を「1, 0 0 0 円」に、「2 6 0 円」を「8 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

物価及び人件費の高騰等に伴い、芝桜の丘入園料の限度額を変更したいため。

議案第 6 2 号

秩父市こども医療費支給に関する条例及び秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市こども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 秩父市こども医療費支給に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「受けている者」の次に「（同条例第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に限る。）」を加える。

(秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 8 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が精神通院医療に該当する医療費を自己負担した場合であって、公費負担が発生しなかったときを含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる精神病床に入院したときの一部負担金」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部

負担金

- (2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外
の一部負担金

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年8月27日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳2級所持者まで助成対象を拡大するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 6 3 号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年秩父市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 2 条第 1 3 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

厚生労働省の定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第64号

秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、秩父市児童福祉審議会条例（平成17年秩父市条例第148号）

第1条に規定する秩父市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じな

なければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園

支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）

を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1

		2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように

設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第35号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月27日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいため。

余 白

議案第 6 5 号

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,609,117 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,577,166 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		8,649,569	79,000	8,728,569
	2 固定資産税	4,552,706	79,000	4,631,706
11 地方交付税		7,200,000	204,975	7,404,975
	1 地方交付税	7,200,000	204,975	7,404,975
15 国庫支出金		4,733,719	13,230	4,720,489
	1 国庫負担金	3,691,228	1,088	3,692,316
	2 国庫補助金	1,030,786	14,318	1,016,468
16 県支出金		1,924,452	31,403	1,955,855
	1 県負担金	1,249,417	458	1,249,875
	2 県補助金	478,037	30,945	508,982
19 繰 入 金		2,878,357	23,018	2,901,375
	1 繰 入 金	2,878,357	23,018	2,901,375
20 繰 越 金		941,901	1,285,079	2,226,980
	1 繰 越 金	941,901	1,285,079	2,226,980
21 諸 収 入		437,137	1,128	436,009
	5 雑 入	204,753	1,128	203,625
歳 入 合 計		31,968,049	1,609,117	33,577,166

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,367,946	29,086	4,397,032
	1 総務管理費	3,636,345	20,544	3,656,889
	2 徴 税 費	357,959	7,552	365,511
	3 戸籍住民基本台帳費	182,483	990	183,473
3 民 生 費		12,268,001	14,226	12,282,227
	1 社会福祉費	6,029,612	8,495	6,038,107
	2 児童福祉費	5,076,131	4,103	5,080,234
	3 生活保護費	1,139,820	1,628	1,141,448
4 衛 生 費		4,002,296	3,713	4,006,009
	1 保健衛生費	1,211,127	3,713	1,214,840
5 労 働 費		96,825	3,067	99,892
	1 労働諸費	96,825	3,067	99,892
6 農林水産業費		702,502	5,053	707,555
	1 農 業 費	352,820	5,053	357,873
7 商 工 費		781,781	34,941	816,722
	1 商 工 費	781,781	34,941	816,722
8 土 木 費		2,268,460	8,955	2,277,415
	2 道路橋りょう費	974,976	8,955	983,931
9 消 防 費		1,175,135	709	1,175,844
	1 消 防 費	1,175,135	709	1,175,844
10 教 育 費		3,330,149	50,929	3,279,220
	2 小学校費	446,402	19,716	426,686
	3 中学校費	792,165	14,726	777,439
	4 社会教育費	572,206	3,841	576,047
	5 保健体育費	866,426	20,328	846,098
12 公 債 費		2,395,921	58,726	2,454,647
	1 公 債 費	2,395,921	58,726	2,454,647
13 諸支出金		313,737	1,497,566	1,811,303
	1 基 金 費	313,737	1,497,566	1,811,303
14 予 備 費		54,870	4,004	58,874
	1 予 備 費	54,870	4,004	58,874
歳 出 合 計		31,968,049	1,609,117	33,577,166

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館舞台技術管理業務委託料	令和8年度から 令和10年度まで
秩父宮記念市民会館運営支援業務委託料	令和8年度から 令和10年度まで
地域課題解決型創業支援補助金	令和8年度

(単位：千円)

限 度 額
68,640
54,561
6,000

議案第 6 6 号

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124, 113 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 722, 757 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24, 346 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 240, 302 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		30,000	123,651	153,651
	1 繰越金	30,000	123,651	153,651
8 国庫支出金		0	462	462
	1 国庫補助金	0	462	462
歳 入 合 計		6,598,644	124,113	6,722,757

2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		118,362	462	118,824
	1 総務管理費	113,549	462	114,011
3 国民健康保険事業 費納付金		1,624,805	6,041	1,630,846
	1 医療給付費分	1,081,396	27,179	1,108,575
	2 後期高齢者支援金 等分	411,896	12,379	399,517
	3 介護納付金分	131,513	8,759	122,754
6 諸支出金		21,640	13,070	34,710
	2 繰 出 金	13,140	13,070	26,210
7 予 備 費		5,000	104,540	109,540
	1 予 備 費	5,000	104,540	109,540
歳 出 合 計		6,598,644	124,113	6,722,757

3 歳 入(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		15,000	24,346	39,346
	1 繰越金	15,000	24,346	39,346
歳 入 合 計		215,956	24,346	240,302

4 歳 出(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	24,346	27,346
	1 予 備 費	3,000	24,346	27,346
歳 出 合 計		215,956	24,346	240,302

議案第 6 7 号

令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 992,287 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		100	449	549
	1 繰越金	100	449	549
歳 入 合 計		991,838	449	992,287

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		102	449	551
	1 予 備 費	102	449	551
歳 出 合 計		991,838	449	992,287

議案第 6 8 号

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,202,266 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1	130,989	130,990
	1 繰越金	1	130,989	130,990
歳 入 合 計		7,071,277	130,989	7,202,266

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		591	15,244	15,835
	1 基金積立金	591	15,244	15,835
5 諸支出金		3,003	115,745	118,748
	1 償還金及還付加算金	3,002	85,797	88,799
	2 繰 出 金	1	29,948	29,949
歳 出	合 計	7,071,277	130,989	7,202,266

議案第 69 号

令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,123 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,141 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		16,000	2,123	18,123
	1 繰越金	16,000	2,123	18,123
歳 入 合 計		26,018	2,123	28,141

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		12,190	2,123	14,313
	1 予 備 費	12,190	2,123	14,313
歳 出 合 計		26,018	2,123	28,141

議案第 70 号

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,005 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 225,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 27 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		49,000	87,005	136,005
	1 繰越金	49,000	87,005	136,005
歳 入 合 計		138,979	87,005	225,984

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		19,528	87,005	106,533
	1 予 備 費	19,528	87,005	106,533
歳 出 合 計		138,979	87,005	225,984

議案第 7 1 号

令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
白 衣 賃 借 料	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	千円 6 8 , 3 1 0

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦